

胸部検診受付業務委託仕様書

1 委託業務

- (1) 胸部検診受付業務
- (2) 胸部検診に係る検診料の徴収および領収書の発行業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

3 委託実施場所

市内検診実施会場および秋田市保健所保健予防課

4 対象者

秋田市に住民登録をしている者および東日本大震災により秋田市に避難されている者のうち、年齢（令和7年3月31日から令和8年3月30日までに於いて、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）の規定に基づいて達する年齢とする。以下同じ。）が、次のとおりとする。

検診種別	対象者
肺がん検診	40歳以上65歳未満の者
肺がん・結核検診	65歳以上の者
喀痰細胞診検査	50歳以上で、喫煙指数（1日平均の喫煙本数×喫煙年数）が600以上の者

5 委託業務実施内容

(1) 検診の準備

受託者は、検診当日に速やかに業務を遂行できるように準備を行う。

(2) 受付

ア 胸部検診を受診する者は、「受診券」および「胸部検診受診票」を受診会場に持参し、受付に提出する。「胸部検診受診票」を持参しなかった者については、その場で「胸部検診受診票」を渡し、記入してもらう。

イ 受託者は「胸部検診受診票」に記入された住所、氏名、生年月日、電話番号、受診対象者の検診区別および喀痰細胞診検査の希望の有無を確認する。

喀痰細胞診検査を希望する者については、喀痰検査の容器および説明書を渡し、痰のとり方と提出の方法を説明する。

(3) 問診

受託者は受診票に記入された内容を聞き取る。

(4) 検診料（一部負担金）の徴収

ア 検診料は次のとおりとし、受託者はイで規定する免除者以外の受診者から次のとお

り検診料を徴収すること。

- (ア) 肺がん検診 400円
- (イ) 肺がん・結核検診 免除
- (ウ) 喀痰細胞診検査 800円

イ 検診料が免除となる者は、次のとおりとする。

検診種別	対象者	確認資料
肺がん検診 喀痰細胞診検査	市民税非課税世帯の者	健康診査用の最新年度の市民税・県民税（所得・課税）証明書 最新年度の介護保険料特別徴収納入通知書（介護保険料額決定通知書） 最新年度の介護保険料納入通知書（介護保険料額変更通知書） 介護保険負担限度額認定証
	生活保護世帯の者	医療のしおり
	支援給付を受けている者	本人確認証
肺がん・結核検診	受診者全員	マイナ保険証等の年齢を確認できるもの
喀痰細胞診検査	75歳以上の者	マイナ保険証等の年齢を確認できるもの

(5) 領収書の発行

受託者は検診料を徴収した者に、領収書を発行すること。

(6) 業務報告書の提出

受託者は検診実施後、受託者が指定する「胸部検診業務報告書」に、業務内容および検診料金徴収内容を記入し、速やかに委託者に提出すること。

(7) 委託料の支払

委託者が業務完了報告書の内容を審査し、適切に業務が履行されたことを確認した後に、受託者は委託契約で定める金額から受託者が徴収した検診料を差し引いた委託料の支払を委託者へ請求する。

委託者は、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に受託者へ委託料を支払うものとする。

6 業務従事者

- (1) 受託者は、業務に従事する者（2～3名）を選定し、事前に従事者の住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号および取得資格等を記載した文書を委託者へ提出するものとする。
- (2) 受託業務に従事する者は、委託者へ届け出た者でなければならない。

7 検診実施期間および実施地域等

(1) 検診実施期間

令和7年7月3日から令和7年10月31日までとする。ただし、双方協議により変更は可能なものとする。

なお、事前準備等については、契約締結日の翌日から令和7年7月1日までの間に委託者と協議の上実施すること。

(2) 日程および実施場所

下表のとおりとし、詳細な会場や時間等については別途市からデータで送付することとする。

実施場所	延べ会場数・従事日数・従事人数
秋田市内	延べ93会場 39日×1人=39人従事
保健予防課	事前準備等 1日×2人=2人従事

8 その他

- (1) 受託者は、業務に精通すると共に常に規律を守って品位を保ち、接遇態度は明朗親切にすること。
- (2) 当該業務により知り得た秘密について、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守するとともに、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」を契約後1か月以内に市に提出すること。
- (3) 業務遂行上に問題が生じた場合は、速やかに市に連絡すること。
- (4) 業務の従事日時等について、変更が生じた場合は事前に市から連絡する。
- (5) 検診会場までの通勤方法については、従事者各自で検診会場に集合すること。
- (6) 受託者は業務の実施に当たって、事故防止に十分注意するとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (7) 本仕様に記載が無くとも、本仕様の業務に必要なとなる消耗品および諸費用については、受託者の負担とする。
- (8) 本仕様に定めのない事項および業務遂行上に生じた疑義については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。